

質 疑 回 答 書

1 件 名 防犯カメラ及び録画システム賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 蒲生保育所 越谷市蒲生寿町9番23号 外20か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q 1：物件引揚について 期間終了時の撤去作業は撤去対象機器のデータ消去及び抜線等済んでおり（取外し済み）、1ヶ所に集約されている状態からの撤去という認識でよろしいでしょうか。それとも各設置個所毎に集約されている状態からの撤去となりますか。 この場合、各設置個所毎のそれぞれの機器の設置台数と集約場所の階層及びエレベーター使用可能かを教えてください。</p>	<p>A 1：本リース契約終了後の撤去作業は取付されている機器の取外し、データ消去、抜線も含めます。 各施設の設置台数は仕様書の「3. 設置場所」に記載された台数と同数となります。 設置場所は各施設とも1階のみの取付となっております。</p>
<p>Q 2：Q 1について 取外しが済んでいない場合、市の職員立合い、指導のもと、撤去対象機器の電源がOFFの状態からの作業という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 2：取外し作業は本リース契約に含まれているため、事前の取外しはされておりません。取外しは各施設と調整の上、行います。 撤去対象機器の電源はOFF状態からの作業となります。</p>
<p>Q 3：データ消去について 賃貸借期間終了後、データ消去作業については、引揚後受注者指定業者で消去作業を行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 3：データ消去作業は、受注者または受注者指定業者が行うものとします。 また、基本的に各施設で消去作業を行ってください。 例外的に受注者指定の場所で消去作業を行う場合は、指定場所への配送手順について計画書を作成し、電子媒体は施錠可能な専用のケースを利用し、紛失・盗難等がないよう厳重に管理してください。 消去作業完了後は、その旨を証明書で提出</p>

	<p>してください。</p>
<p>Q 4 : 納期について</p> <p>指定の契約期間について、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。</p>	<p>A 4 :「賃貸借契約約款」第 13 条、第 22 条に基づく対応となります。状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、損害賠償や違約金の請求は行わず、納期（賃貸借開始時期）についての協議に応じます。</p> <p>さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となります。状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。</p> <p>なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→くらし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
<p>Q 5 : Q 4について</p> <p>市の指定の物件供給会社による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合、受注者の責めに帰すべき理由となりますか。</p>	<p>A 5 : 市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、受注者の責めに帰すべき理由となります。</p>
<p>Q 6 : 契約不適合責任について</p> <p>製品保証期間外における契約不適合責任について、受注者が負わない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 6 : お見込みのとおりです。</p>
<p>Q 7 : 使用実績及び再リースの予定について</p> <p>代替前の現行使用物件は、何年間の使用実績がありますか。また、本件について、再リースの予定はありますか。</p>	<p>A 7 : 現行使用物件の使用実績は 5 年です。</p> <p>再リースの予定は現在のところ未定です。</p>
<p>Q 8 : 契約関連書類について</p> <p>契約書式・契約条項は事前にお示しいただけ</p>	<p>A 8 : 契約書は本市の書式となり、雛形をお示しすることはできませんが、記載され</p>

ますでしょうか。できましたら、質問回答時に提示ください。

る項目は、件名、規格及び数量、設置場所、賃貸借期間、契約金額、支払条件、契約保証金、等となります。

また、本件については、越谷市公式ホームページ（トップページ→くらし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております「賃貸借契約約款」が添付されますので、ご参照ください。

Q 9 : 契約変更又は解除時の損害金請求について

契約期間中の変更又は解除により受注者に損害が生じた場合、解約金もしくは損害賠償の請求ができますか。

A 9 : 発注者が「賃貸借契約約款」第 14 条に基づく変更を行った場合、受注者は同第 20 条に基づく解除を行うことができ、同第 24 条に基づく損害の賠償を請求することができます。また、同第 19 条及び 20 条に定める受注者の解除権による解除を行った場合は、第 24 条に基づく損害の賠償を請求することができます。

さらに、長期継続契約による特約事項として、同第 30 条に基づく対応をいたします。

Q 10 : データ消去について、機器引取後に受注者の指定する場所で行うことによろしいでしょうか。

A 10 : A 3 のとおりです。